

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の変更について

1 背景等

本区では、区民等による新規事業の創造等を支援するため、平成28年1月に産業競争力強化法に基づく、創業支援事業計画の認定を受けて、創業支援施策に取り組んでおり、同計画において、特定創業支援事業として位置づけている創業者セミナー「実践めぐろ創業塾」を平成28年度から実施している。また、平成29年8月に創業支援事業計画変更の国の認定を受けて、国の補助制度を活用し、新たに「実践めぐろ創業塾（兼業・副業型）」を実施している。

平成30年7月9日に施行された「改正産業競争力強化法」では、開業率のさらなる向上を目指し、現行の「創業支援事業」の概念を拡大させて新たに「創業支援等事業」と規定し、創業に関する普及啓発を行う事業（創業機運醸成事業）が追加された。本区においても、この法改正を受けて、創業支援等事業において創業機運醸成の促進に取り組むとともに、現行の計画が、平成31年3月31日をもって終了するため、計画期間の延長等の変更についても国に申請していたところ、この度、変更認定を受けたことから、平成31年度以降も継続して、創業支援等事業計画に基づき、創業支援に取り組んでいく。

2 主な変更点及び理由

(1) 計画期間の延長

創業支援等事業計画の期間を平成34年3月31日まで延長し、創業者を支援するとともに開業率の向上を目指し、引き続き区内創業の支援に努める。

※現行は、平成28年4月から平成31年3月まで

(2) プレセミナーの追加

創業機運醸成を促進するため、従来のプログラムに創業、経営を易しく理解できるカリキュラムで構成したプレセミナーを加えて、創業への理解と関心を深めることで創業希望者の増加を目指す。

3 変更後の計画概要

裏面のとおり

以 上

市区町村	目黒区
認定連携創業支援等事業者	一般社団法人東京都中小企業診断士協会

概要	<p>目黒区においては、創業講座の実施、創業に関する相談、創業補助金、創業支援資金の融資あっせん、及び利子補給や信用保証料補助等の取組により、創業への多角的な支援を実施している。今後は、本計画にもとづき、これらの取組に加えて、多様かつ体系的な総合支援に向けて関係機関等との連携を強化し、さらに認定連携創業支援等事業者として一般社団法人東京都中小企業診断士協会と連携している兼業副業を通じた創業を支援するセミナーの充実を図り、年間 35 件の創業の実現を目指す。また、平成 31 年度～33 年度にかけて、<u>創業、経営に対して関心を抱かない層も対象として、きっかけづくり等の試行的な取り組みを含めて、創業支援に関する区と関連機関等との連携を強化し、創業機運醸成を高めることにより「人を生かす産業創造のまち」の充実を目指す。</u></p>
----	--

年間目標数	創業支援対象者数 160 件、創業者数 35 件
-------	--------------------------

特徴	<ol style="list-style-type: none"> ワンストップ相談窓口 創業に必要な具体的な諸点を明確化していくための相談に応じる。 実践創業塾 既存の実践創業塾及び兼業・副業型のセミナーにより、幅広く潜在的創業者を掘り起こすことにより多くの人材を集め、充実化・再編化を図り、創業の具体化に向けて必要となる起業対象、資源調達、市場分析、計画、戦略などの、諸要素への理解を深めるきっかけづくりとなるセミナーを目指す。あわせて、起業体験ができるセミナーについて、関係機関との連携で試行することを検討する。<u>また、実践創業塾に創業、経営を易しく理解できるカリキュラムで構成したプレセミナーを加えさらに人材の掘り起こしを図る。</u> 融資・経営相談窓口 創業の意思を固めた対象者に、具体的な資金計画等を含む事業計画について丁寧な相談に応じ、創業の実現につなげていく。 創業支援資金融資での信用保証料補助 創業支援資金融資において信用保証料を全額補助する。(27 年度から実施) 研究機関との連携 区内に所在する大学等と連携した創業セミナーの開催や、研究開発費補助により産学連携の支援に努める。
----	--

